

次世代育成支援対策推進法に基づく『一般事業主行動計画』

社員一人ひとりが生き生きと働きながら、それぞれのライフステージで仕事と家庭を両立しやすい働き方ができる環境づくりを推進するために、以下の行動計画を策定する。

1. 計画期間

2013年4月1日から2016年9月30日まで

2. 計画内容

◆目標1

計画期間内に、育児休職取得率を次の水準以上にする。

- ・男性：期間内に1人以上
- ・女性：取得率85%以上

◆目標2

子供を育てる社員が希望する場合に利用できる現行の短時間勤務制度について、より利用しやすい制度への見直しに取り組む。

<対策>

社内ニーズ調査のため、利用者と管理監督者へのヒアリングを行う。

◆目標3

有給休暇の取得促進のための措置を実施する。

<対策>

- ・年間15日以上の有給休暇の取得促進のため、取得状況の定期的な実施報告と未取得者・低取得者に対するフォローを実施するなどの取り組みを推進する。
- ・労使による有給休暇促進に向けた取り組み・話し合いを実施する。

以上